

## ○龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 28 日  
告示第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、龍ヶ崎市補助金等交付規則(平成 15 年龍ヶ崎市規則第 17 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、次のアからウまでのいずれにも該当するものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上で、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム(日間平均値)以下に処理する機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの

イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及び公益社団法人茨城県水質保全協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となるものにあつては、同制度に基づき保証登録されたもの

ウ 別表第 1 に掲げる消費電力基準以下である環境配慮型浄化槽であること。

(2) くみ取り槽

し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であつて、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設で処理されているものをいう。

(3) 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽 浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下又は総りん濃度が 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下に処理する機能を有するものをいう。

(4) 高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽 浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が 1 リットルにつき 10 ミリグラム以下に処理する機能を有するものをいう。

(5) 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 浄化槽のうち、放流水の BOD が 1 リットルにつき 10 ミリグラム(日間平均値)以下、総窒素濃度については 1 リットルにつき 10 ミリグラム以下及び総りん濃度については 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下に処理する機能を有するもの

イ 放流水の BOD が 1 リットルにつき 10 ミリグラム(日間平均値)以下、総窒素濃度については 1 リットルにつき 10 ミリグラム以下に処理する機能を有する浄化槽に、りん除去装置を付加して、これらを一体的に運用管理するもの

(6) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設したもの(住宅部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。)を含む。)をいう。ただし、複数の住宅が集まって 1 棟を構成する住宅を除く。

(7) 生活排水 専用住宅から排出されるし尿及び雑排水(雨水を除く。)をいう。

(8) 宅内配管工事 浄化槽への流入管(便所, 台所, 風呂等からの排水管をいう。), ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者は, 別表第 2 左欄に掲げる地域において, 生活排水を処理するため, 同表右欄に掲げる事業(処理対象人員が 11 人以上の場合を除く。以下「補助事業」という。)を行う者であって, 原則として茨城県浄化槽指導要綱(平成 22 年茨城県告示第 250 号)第 7 第 1 項第 2 号に規定する標準契約書により浄化槽の保守点検, 清掃及び法定検査に係る委託契約を締結した者とする。

2 前項の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する者は, 補助の対象者としなない。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 販売又は貸付けの目的で浄化槽付き専用住宅を建築する者

(3) 専用住宅又は敷地(以下「専用住宅等」という。)を借りている者で, 浄化槽の設置に関し, 賃貸人等の承諾が得られないもの

(4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく建築主事による確認の申請を要する専用住宅の新築, 改築又は増築(次号において「建築確認新增改築」という。)に伴い浄化槽を設置する者

(5) 建築確認新增改築を行う者の生活排水を設置しようとする浄化槽に流入させる者

(6) 市民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税, 介護保険料及び下水道使用料を滞納している者

(7) 既設の合併処理浄化槽を更新する者

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は, 浄化槽の設置に直接必要な次に掲げる経費とする。

(1) 浄化槽本体費用及び浄化槽本体の設置に必要な工事費(流入及び放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。)

(2) 既設の単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費(浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合及び既設の単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって, 同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)

(3) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(水回りのリフォームと併せて実施する場合を含む。))に係る第 1 号の工事に付帯して行う宅内配管工事費

(補助金額)

第 5 条 補助金の額は, 補助事業に要する費用に相当する額とし, 別表第 3 左欄に掲げる区分ごとに, それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

2 既設の単独処理浄化槽を撤去する場合(建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築主事による確認の申請を行ったときを除く。))は, 前項の額に 9 万円を超えない範囲の金額を加算する。

3 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴い宅内配管工事を行う場合は, 前 2 項の額に 30 万円を超えない範囲の金額を加算する。

4 前 3 項の規定により得られた額の合計額に 1,000 円未満の端数が生じたときは, その端数を切り

捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、補助事業の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽、高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽又は窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業

ア 市で受理された浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽変更届出書の写し

イ 登録浄化槽管理票(C 票)及び浄化槽登録証の写し

ウ 浄化槽の設置場所の案内図、配置図及び排水系統図

エ 浄化槽設置工事費見積書及びその写し(設置者及び設置場所の記載があるもの)

オ 専用住宅等を借りている者は、賃貸人等の承諾書及びその写し

カ 浄化槽設備士証(昭和 62 年以前に資格を取得した者にあつては、特別講習受講修了証)の写し  
キ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から転換する場合は、その現況(配置図、排水系統図及び写真)、転換費用の見積書及びその写し(明細)(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去及び宅内配管工事に係る補助金申請に限る。)

ク その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、補助金の不交付を決定したときは龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付の決定後に当該補助事業に着手しなければならない。

(補助事業の変更)

第 8 条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、龍ヶ崎市浄化槽等設置事業変更等承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認したときは龍ヶ崎市浄化槽等設置事業変更等承認通知書(様式第 5 号)により、不承認したときは龍ヶ崎市浄化槽等設置事業変更等不承認通知書(様式第 6 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の完了報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに龍ヶ崎市浄化槽等設置事業完了報告書(様式第 7 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する検査の手数料払込通知書等当該検査を依頼したことが確認できる書類の写し

(2) 設置工事の施工状況を記録した写真

(3) 設置工事費領収書及びその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第 10 条 市長は、前条に規定する報告があつたときは、速やかに補助事業の執行状況を検査しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条に規定する検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、交付

すべき補助金の額を確定し、龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 36 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 11 月 7 日告示第 107 号)

この告示は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月 31 日告示第 39 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 2 月 28 日告示第 15 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 4 月 16 日告示第 90 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日告示第 78 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年 6 月 16 日告示第 93 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年 6 月 17 日告示第 11 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和 2 年 1 月 31 日告示第 7 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年 4 月 12 日告示第 94 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市浄化槽等設置事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請について適用する。

別表第 1(第 2 条関係)

消費電力基準

種類	高度処理型浄化槽		その他の合併処理浄化槽
	BOD 濃度 10mg/l 以下型	総りん濃度 1mg/l 以下型	
人槽			
5 人槽	53W/h	83W/h	39W/h
7 人槽	75W/h	90W/h	55W/h
10 人槽	102W/h	157W/h	75W/h

別表第 2(第 3 条関係)

地域区分	事業区分
------	------

<p>補助事業の対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 法第 12 条の 4 第 1 項の規定により指定した浄化槽処理促進区域(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の事業計画の区域(以下「下水道事業計画区域」という。)及び農業集落排水事業計画区域以外の地域)</p> <p>(2) 下水道の整備が当分の間(おおむね 7 年以上)見込まれない下水道事業計画区域内の地域</p>	窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業
	高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業
	窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業

別表第 3(第 5 条関係)

事業区分	限度額	
窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業	5 人槽	384,000 円
	6~7 人槽	462,000 円
	8~10 人槽	585,000 円
高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業	5 人槽	474,000 円
	6~7 人槽	615,000 円
	8~10 人槽	723,000 円
窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する事業	5 人槽	1,071,000 円
	6~7 人槽	1,422,000 円
	8~10 人槽	1,996,000 円